

見積書、請求書の押印義務付け廃止に関するQ&A

【五條市 出納室】

NO.	質 問	回 答
1	見積書、請求書の押印が省略できるのはいつからですか？	令和4年6月1日からです。
2	押印をする代わりに記入が必要な事項はありますか？	<p>必ず記載してください。 ①「本件責任者 氏名、連絡先」 ②「本件担当者 氏名、連絡先」</p> <p>責任者とは代表取締役、支店長など書類発行の責任を有する方です。 ※提出の際、ご本人確認書類の提示をお願いすることがあります。また内容確認のご連絡をさせていただく場合がありますので連絡のつくお電話番号を記載してください。</p>
3	「責任者」と「担当者」が同一人ですが？	責任者と担当者が同一人でもかまいません。両方に氏名、連絡先を記載してください。
4	押印を省略した書類は電子メールで提出できますか？	電子メールのほか郵送、持参、FAXでのご提出も可能です。 (電子メールでの提出はPDFファイル形式に限ります。)
5	これまでどおり押印のある書類も提出できますか？	押印のある書類も受付可能です。押印があれば「本件責任者・担当者」の記載は必要ありません。
6	契約書や請書の押印は省略できますか？	契約書、請書については押印が必要です。 ※押印のないものは無効になりますのでご注意ください。